

17 資料

(1) 雑誌一覧

No.	雑誌名	備考
1	AERA with kid's	
2	明日の友	
3	あとはとき	※
4	アニメージュ	
5	ALPS	※
6	一枚の繪	
7	ENGLISH JOURNAL	23年1月まで
8	WITH	23年1月まで
9	Voters	※
10	うかたま	
11	宇宙(そら)のとびら	※
12	美しいキモノ	
13	馬ライフ	
14	エアライン	
15	栄養と料理	
16	ESSE	
17	園芸ガイド	
18	演劇界	22年4月まで
19	Oggi	22年4月から
20	オートバイ	
21	オートメカニック	
22	オールドタイマー	
23	オール読物	
24	男の隠れ家	
25	音楽の友	
26	カーグラフィック	
27	ガーデン&ガーデン	
28	かがくのとも	
29	かぞくのじかん	22年6月まで
30	からだにいいこと	
31	家庭画報	
32	観光文化	※
33	きょうの健康	
34	きょうの料理	
35	きょうの料理ビギナース	
36	キルトジャパン	
37	近代盆栽	
38	ku:nel	
39	暮しの手帖	
40	ぐるっと千葉	
41	CREA	
42	CREA TRAVELLER	
43	グローバル関東	※

収集期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日

No.	雑誌名	備考
44	クローバー	※
45	JTB時刻表	
46	J-LIS	※
47	自家用車	
48	Jazz JAPAN	
49	趣味の園芸	
50	芸術新潮	
51	毛糸だま	
52	月刊Piano	
53	月刊ジュニアエラ	
54	月刊天文ガイド	
55	健康365	※
56	現代農業	
57	現代の図書館	※
58	航空ファン	
59	皇室	※
60	広報	※
61	国立国会図書館	※
62	こどもとしょかん	
63	子供の科学	
64	こどものとも	
65	こどものとも 年少版	
66	こどものとも 年中向き	
67	こどものとも0. 1. 2	
68	子どもの本棚	
69	この本よんで	
70	ゴルフダイジェスト	
71	碁ワールド	
72	The Community	※
73	さつき研究	22年5月から
74	サッカーマガジン	
75	The21	
76	サライ	
77	サンキュ	22年9月から
78	散歩の達人	
79	city&life	※
80	終活読本 ソナエ	22年4月まで
81	将棋世界	
82	小説新潮	
83	小説すばる	
84	新潮	
85	心理臨床の広場	※
86	スカイワード国際線版	※

No.	雑誌名	備考
87	スカイワード国内線版	※
88	SCREEN	
89	スティグマ	
90	すてきにハンドメイド	
91	住まいの設計	
92	スマッシュ	22年9月から
93	すみごち	※
94	相撲	
95	青春と読書	
96	正論	
97	壮快	
98	総務省	※
99	育てる	※
100	ダ・ヴィンチ	
101	卓球王国	
102	多聴多読マガジン	22年12月から
103	旅の手帖	
104	ダンスビュウ	
105	DANCYU	
106	地域防災	※
107	ちいさなかがくのとも	
108	千葉教育	※
109	中央公論	
110	チルチンびと	
111	つり人	
112	鉄道ジャーナル	
113	鉄道ファン	
114	テニスマガジン	22年8月まで
115	デジタルカメラ	
116	天然生活	
117	ドゥーパ	
118	図書館雑誌	※
119	図書館の学校	
120	ナショナルジオグラフィック	
121	日経エンタテインメント	22年4月から
122	日経PC21	
123	日経WOMAN	
124	日経サイエンス	
125	日経TRENDY	
126	日経マネー	
127	日本教育	※
128	日本児童文学	
129	New えるふ	※
130	ニュートン	
131	ねこびより	
132	農耕と園芸	

No.	雑誌名	備考
133	ノンノ	
134	俳句	
135	バスケットボール	
136	Happy-Note	※
137	母の友	
138	ハルメク	
139	VOLLEYBALL	
140	PHP	
141	BE-PAL	
142	ひよこクラブ	22年4月まで
143	ファイナンス	※
144	FINEBOYS	
145	婦人画報	
146	婦人公論	
147	婦人之友	
148	武道	※
149	FRA NEWS	※
150	プレジデントファミリー	
151	文学界	
152	文藝春秋	
153	Baby-mo	22年5月から
154	ぼうさい	
155	ホスティングマガジン	※
156	本郷	※
157	本の雑誌	
158	ポップティーン	23年2月まで
159	My GARDEN	
160	毎日が発見	
161	MAMOR	※
162	ミステリマガジン	
163	MEN'S CLUB	
164	MORE	
165	MOE	
166	モノクロ	
167	やさいの時間	
168	やさい畑	
169	山と溪谷	
170	優駿	
171	ゆうゆう	22年5月から
172	装苑	
173	ランナーズ	
174	LEE	
175	歴史群像	
176	歴史の旅人	※
177	レコード芸術	
178	LOCATION JAPAN	

No.	雑誌名	備考
179	Wan	
180	レディブティック	
181	Wan	
182	AERA	
183	エコノミスト	
184	週刊ダイヤモンド	
185	週刊東洋経済	
186	週刊朝日	
187	NEWSWEEK 日本版	
188	週刊ベースボール	
189	週刊新潮	

No.	雑誌名	備考
190	週刊文春	
191	週刊金曜日	
192	オレンジページ	
193	クロワッサン	
194	Sports Graphic Number	
195	プレジデント	
196	日経パソコン	
197	ハウジングトリビューン	※
198	ターザン	

※寄贈

収集期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日

(2)新聞一覧

No.	紙名	備考
1	朝日新聞	
2	産経新聞	
3	地域新聞	※
4	日刊工業新聞	
5	日経産業新聞	
6	日本経済新聞	
7	毎日新聞	
8	読売新聞	
9	東京新聞	
10	千葉日報	
11	THE NEWYORK TIMES WEEKLY	

No.	紙名	備考
12	THE JAPAN TIMES	
13	THE JAPAN NEWS	
14	サンケイスポーツ	
15	スポーツニッポン	
16	日刊スポーツ	
17	日本農業新聞	
18	毎日小学生新聞	
19	日本新華僑報	※
20	福島民報	※
21	福島民友	※

※寄贈

ここに掲載しているものは、令和4年度中に休刊等により中止したものを含め、収集したすべてのものを掲載しております。令和5年3月31日現在の状況は、雑誌 **190**タイトル、新聞**21**紙となっております。



18 条例・規則

○富里市立図書館条例

平成14年12月24日条例第45号

改正

平成24年3月16日条例第15号

富里市立図書館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条及び第16条の規定により、富里市立図書館（以下「図書館」という。）の設置及び図書館協議会の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
富里市立図書館	千葉県富里市七栄653番地1

(図書館協議会)

- 第3条 法第14条第1項の規定により、図書館に図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。
 - 委員の定数は、10人以内とし、その任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年3月27日から施行する。

附 則（平成24年3月16日条例第15号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○富里市立図書館の管理及び運営に関する規則

平成 14 年 12 月 24 日教育委員会規則第 13 号

改正

平成 19 年 2 月 27 日教委規則第 3 号

平成 20 年 12 月 24 日教委規則第 9 号

平成 24 年 2 月 28 日教委規則第 2 号

平成 26 年 12 月 24 日教委規則第 11 号

平成 31 年 2 月 26 日教委規則第 1 号

富里市立図書館の管理及び運営に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富里市立図書館条例（平成 14 年条例第 45 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、富里市立図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第 2 条 図書館は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 3 条の規定に基づき、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の収集、整理及び保存
- (2) 図書館資料の個人貸出し及び団体貸出し
- (3) 読書案内及び図書館資料に基づく調査相談
- (4) 講演会、鑑賞会、映写会、講習会、研修会、資料展示会等の主催及び奨励
- (5) 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力
- (6) 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供
- (7) 他の図書館等との図書館資料の相互貸借
- (8) 前各号に掲げるもののほか、図書館の目的達成のために必要な事業

(開館時間)

第 3 条 図書館の開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 6 時までとする。ただし金曜日にあつては、午前 9 時 30 分から午後 7 時まで、日曜日及び土曜日にあつては午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という）の開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、富里市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（休日が月曜日に当たるときは、その日後におけるその日に最も近い休日以外の日）
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
- (3) 館内整理日 月末の木曜日（12月を除く。その日が休日に当たるときは、館長が定める最も近い休日以外の日）
- (4) 特別整理期間 年間6日以内で館長が定める日
(利用者の遵守すべき事項)

第5条 図書館の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為をしないこと。
- (2) 館長の許可を受けずに広告物を配布し、又は掲示しないこと。
- (3) 館長の許可を受けずに物品の販売その他これに類する行為をしないこと。
- (4) 他人の迷惑となる物品及び動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を持ち込まないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、図書館の管理上不相当と認められる行為をしないこと。

(利用の禁止等)

第6条 館長は、前条の規定に違反し、若しくは違反するおそれがある者の利用を禁止し、又はその者に対し、退去を命ずることができる。

(損害の賠償)

第7条 利用者は、図書館資料、設備器具等を著しく汚損し、又は破損し、若しくは亡失したときは、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

(個人貸出し)

第8条 図書館資料の個人貸出しを受けることができる者は、本市に居住し、又は通勤し、若しくは通学している者とする。ただし、館長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 図書館資料の個人貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、利用申込書（別記第1号様式）を館長に提出して、図書館カード（別記第2号様式）の交付を受け、これにより申込まなければならない。
- 3 図書館カードは1人につき1枚とする。
- 4 図書館カードを紛失したとき、又は図書館カード若しくは利用申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。
- 5 図書館カード及び貸出しを受けた図書館資料は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

- 6 個人が貸出しを受けることができる図書館資料の数量及び貸出期間は、次の表のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

区分	貸出数量	貸出期間
図書	10冊以内	14日以内
紙芝居		
雑誌（最新号を除く）		
視聴覚資料	3点以内	

- 7 貸出しを受けた図書館資料は、定められた貸出期間内に返却しなければならない。
- 8 館長は、前項の規定にかかわらず貸出期間内に申し出のあった者に対し、他の者の利用を妨げない限りにおいて、当該申し出のあった日から14日を限度として、貸出期間の延長をすることができる。

（団体貸出し）

第9条 図書館資料の団体貸出しを受けることができるものは、市内の学校、官公署、社会教育関係団体、法人等で、館長が適当と認めたものとする。

- 2 図書館資料の団体貸出しを受けようとするものは、団体の責任者を定め、あらかじめ団体貸出申込書（別記第3号様式）を館長に提出して、図書館カードの交付を受け、これにより申し込まなければならない。

- 3 前条第4項及び第5項の規定は、団体貸出しの場合に準用する。

（団体貸出しの期間及び数量）

第10条 団体貸出しを受けることができる図書館資料の貸出期間は、貸出日から2か月以内とし、同時に貸出しを受けることができるその数量は、1団体につき300冊以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、この期間及び数量を変更することができる。

- 2 前項の貸出期間内に、当該団体貸出しを受けた者から申し出があったときは、他の者の利用を妨げない限りにおいて、1か月を限度として貸出期間の延長をすることができる。

（貸出しの制限）

第11条 貴重資料その他館長が特に指定した図書館資料は、貸出しを行わないものとする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

（貸出しの停止）

第12条 館長は、図書館資料を貸出期間内に返却しなかったものに対し、期間を定めて貸出しを停止することができる。

(利用の許可)

第13条 館長は、研修会議室を利用しようとする者が第2条の事業を行うに必要と認める場合は、その利用を許可することができる。

2 前項の規定にかかわらず、館長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、研修会議室の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 営利を目的とするものであると認めるとき。
- (3) 特定の政党、政派又は宗教を支持し、宣伝し、若しくは反対すると認めるとき。
- (4) 施設、設備等を毀損するおそれがあると認めるとき。
- (5) 管理上支障があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、館長が使用を不相当と認めるとき。

(利用の申請)

第14条 研修会議室を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ研修会議室利用申請書（別記第4号様式）を館長に提出し、研修会議室利用許可書（別記第5号様式）の交付を受けなければならない。ただし、館長が特に認めた場合はこの限りでない。

2 前項による申請書の提出は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の1か月前から利用日の前日までとする。ただし、特別の理由により館長が許可した場合は、この限りでない。

3 許可書は、他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

4 館長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による許可に条件を付することができる。

(利用許可の取消し等)

第15条 館長は、前条第1項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）が第13条第2項各号のいずれかに該当することを知ったときは、当該許可に係る利用条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(利用時間)

第16条 研修会議室の利用時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(原状回復義務)

第17条 利用者は、研修会議室の利用が終了したときは、当該研修会議室を原状に復さなければならない。

(複製の申請)

第18条 図書館は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条に規定する範囲内において、図書館資料の複製を行うことができる。

- 2 図書館資料の複製を依頼しようとする者は、資料複製申請書（別記第6号様式）を館長に提出し、許可を受けなければならない。
- 3 館長は、前項の複製が不相当と認めた場合は、許可しないことができる。
- 4 図書館資料の複製について、著作権法の規定による責任は、当該複製の依頼者が負うものとする。

（複製の費用）

第19条 館長は、前条の規定による複製を行ったときは、当該依頼者から複製に要する実費を徴収することができる。

（寄贈及び寄託）

第20条 図書館は、図書館資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

- 2 図書館は、寄贈及び寄託を受けた図書館資料を所蔵する図書館資料と同様の取扱いをすることにより、一般の利用に供することができる。
- 3 図書館は、寄託された図書館資料が紛失し、又は汚損し、若しくは破損したことに ついてその責を負わない。

（寄贈及び寄託の手続き）

第21条 図書館に図書館資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、館長に図書館資料寄贈・寄託申込書（別記第7号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 館長は、受贈し、又は受託した資料について、図書館資料受贈・受託証（別記第8号様式）を発行するものとする。ただし、図書館が依頼したものについては、この限りでない。
- 3 図書館は、資料の寄贈及び寄託に要する経費については、負担しないものとする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

（図書館協議会の組織）

第22条 条例第3条の規定により設置された図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第23条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第24条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長の承認を得て館長が定める。

附 則

この規則は、平成15年3月27日から施行する。

附 則 (平成19年2月27日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年12月24日教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年2月28日教委規則第2号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月24日教委規則第11号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月26日教委規則第1号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式 (省略)

市 民 憲 章

北総台地の自然の中で健康で豊かな生活と香り高い文化を育て人と人とのふれ合いを大切に心のかようまちをつくるためここに市民憲章を定めます

- 一 豊かな大地を愛し 歴史と伝統を誇る まちをつくりましょう
- 一 人と平和を愛し 世界にひらく まちをつくりましょう
- 一 花と緑を愛し 心身ともに健康な まちをつくりましょう
- 一 若い力を育て 勤労を愛し活力ある まちをつくりましょう
- 一 郷土と文化を愛し 調和のある まちをつくりましょう

令和4年度事業年報

編集・発行 とみらいテラス（富里市立図書館）

〒286-0221

富里市七栄653-1

☎ 0476-90-4646

fax 0476-90-4645

ホームページ <https://www.library.tomisato.chiba.jp/>

令和5年10月発行